

滋賀県原子力防災専門会議設置要綱

(目的)

第1条 本県における原子力防災対策の推進に当たり、専門的な見地からの意見、助言等を求めるため、滋賀県原子力防災専門会議(以下「専門会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項を所掌し、滋賀県に対し専門的な見地からの意見、助言等を行う。

- (1) 県の原子力防災に関する事項
- (2) 原子力施設および周辺の安全確保に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、原子力防災対策の推進に必要な事項

(構成等)

第3条 専門会議は、8人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他相当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中で就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 専門会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、専門会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門会議は、滋賀県防災危機管理監の招集により開催する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 専門会議の庶務は、滋賀県防災危機管理局において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門会議の運営に関して必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

付 則

この要領は、平成26年5月15日から施行する。